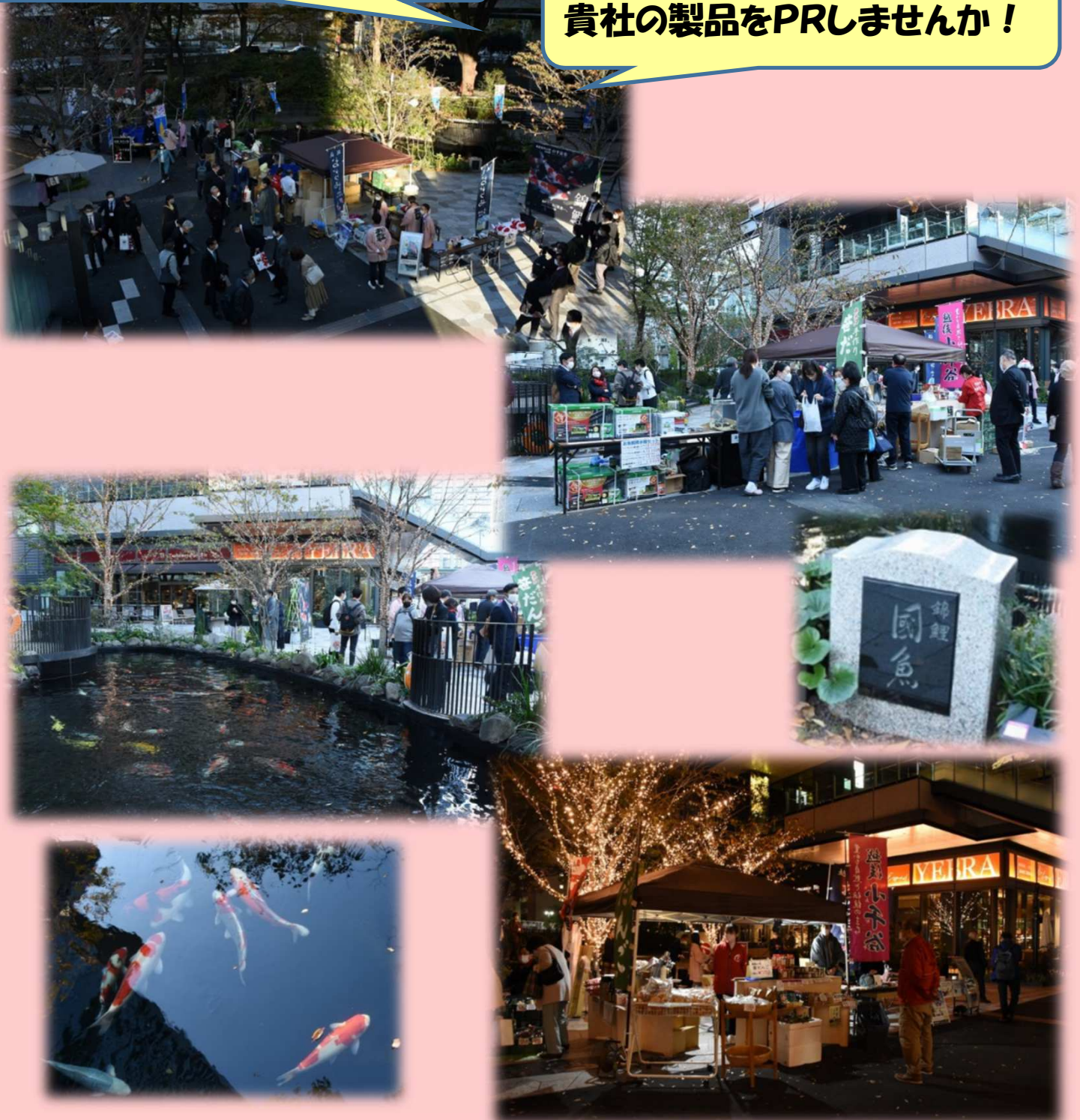


TOKYO TORCH Park 錦鯉鑑賞池PRスペース ご利用の手引き

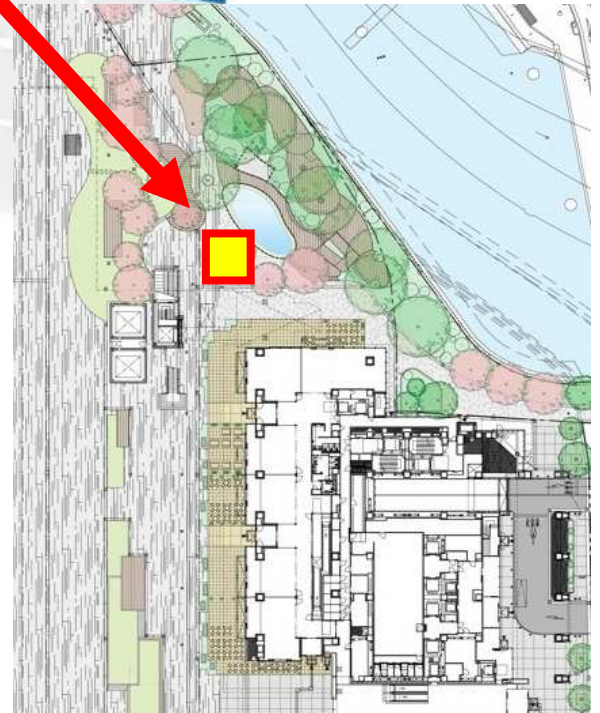
市内業者は通常の半額！

**東京駅から徒歩 5分！
貴社の製品をPRしませんか！**



小千谷市農林課

TOKYO TORCH 配置図
TOKYO TORCH Layout Map



1 区画 (3 m × 3 m) × 2 区画

目次

- 1 錦鯉鑑賞池PRスペースの場所
- 2 利用できる団体・企業
- 3 利用できる内容
- 4 利用できる時間
- 5 負担金 (錦鯉鑑賞池広場使用負担金)
- 6 利用手続きの流れ
- 7 電気・水道の使用
- 8 負担金の納入方法
- 9 利用の制限
- 10 注意事項
- 11 問合せ・申込先

ご利用の手引き

東京駅前常盤橋タワーの広場（TOKYO TORCH Park）にある小千谷市錦鯉鑑賞池のPRスペースで貴団体・貴社の製品のPR、販売ができます。

小千谷市では、このPRスペースを活用して農産物、米菓、日本酒などの小千谷産品をプロモーションする機会を創出します。

1 錦鯉鑑賞池PRスペースの場所

- ・ 東京駅前常盤橋プロジェクト「小千谷市錦鯉鑑賞池」
- ・ 東京都千代田区大手町2-6-4（JR東京駅 日本橋口から徒歩5分）
- ・ 広さは、1区画（3m×3m） 2区画まで可

2 利用できる団体・企業

- ・ 市内に本社、支店、工場がある法人または個人事業主
- ・ 市内の認定農業者で構成される団体、法人または個人事業主
- ・ 自治体（小千谷市との共催）

3 利用できる内容

- ・ テントでの簡易な店舗設置や移動販売車による、小千谷市の農産物、米菓、日本酒、加工品等の販売。
- ・ PRスペース内であればテーブルやイス等の設置も可能。
※テーブルやイス等は必要な資材は、利用者が用意してください。

4 利用できる時間

午前8時から午後8時まで（原則）

5 負担金（常盤橋錦鯉鑑賞池広場使用負担金／1日あたり）

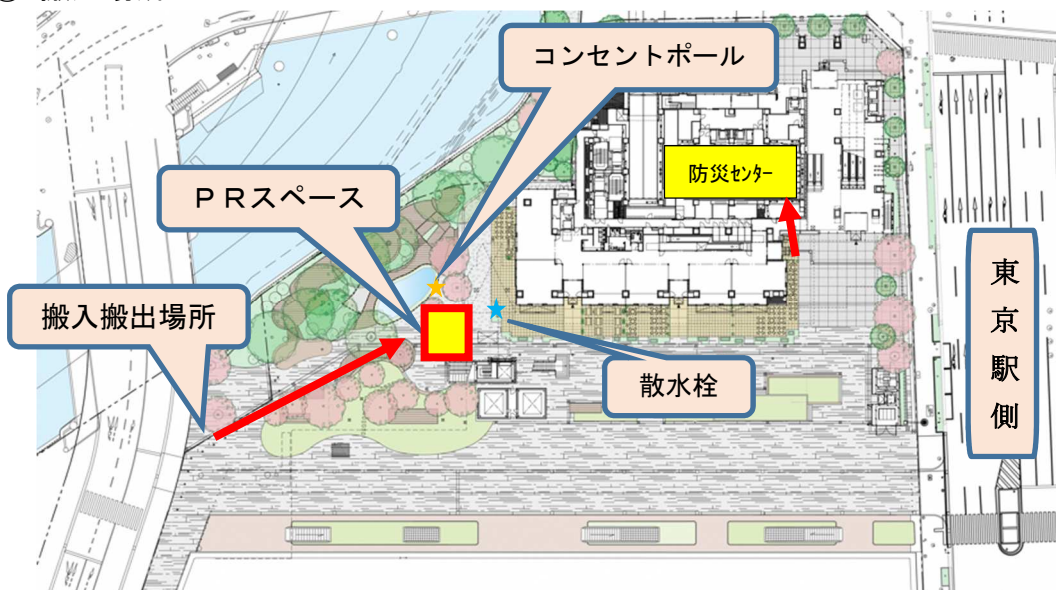
1区画（3m×3m） 1万円 2区画（3m×6m） 2万円

※市内業者等は、半額となります。

※電気、水道を利用した場合、各500円／日を加えた金額となります。

6 利用手続きの流れ

- ① 仮予約、申し込み（12 か月前から申込可能）【申請者→市】
小千谷市農林課に（様式 1）利用申請書を提出する。
- ② 事前説明、打合せ【申請者⇔市⇔三菱地所[®]パティナージュ[®]ミト（株）（以下、三菱地所）】
事前に利用方法等を打ち合わせる。
- ③ 利用許可【市→申請者】
利用許可の場合、（様式 1）利用申請（許可済み）及び作業届を送付する。
- ④ 作業届の提出（1 週間前まで）【申請者→市→三菱地所】
当市に提出する。（当市が三菱地所へ提出し、確認を受けます。）
- ⑤ 負担金の入金【申請者→市】（3 日前まで）
「8 負担金の入金方法」参照。
※負担金の入金をもって、利用することができます。
- ⑥ 錦鯉鑑賞池 PR スペース利用、現状復帰（利用当日）【申請者→三菱地所】
「常盤橋タワー 1 F 防災センター（三菱地所）」に確認済の作業届を提示の上、搬入・利用を開始する。
撤収完了後、「常盤橋タワー 1 F 防災センター」から現状復帰の確認を受ける。
- ⑦ 搬入場所



7 電気・水道の利用

- (1) 電気・水道の利用が必要な場合は、様式 1 にその旨を記載する。
※利用想定水量と利用する電気機器の容量を記載してください。
- (2) 電気、水道を利用した場合、各 500 円/日を加えた金額となりますので、負担金と合算してお支払いください。
- (3) 「常盤橋タワー 1 F 防災センター」が利用可能なコンセントポール・散水栓を案内します。
- (4) 関係者以外の人を通る場所の配線について、養生を十分に行ってください。

8 負担金の納入方法 (2つの方法があります。)

- (1) 口座振込 ◆振込手数料は、利用者の負担となります。
- (2) 納入通知書 ◆手数料無料の金融機関があります。

第四北越銀行、大光銀行、新潟縣信用組合、長岡信用金庫、新潟県労働金庫、越後おぢや農業協同組合の各本支店、ゆうちょ銀行（信越管内）

「9 利用の制限」及び「10 注意事項」について
2021年10月三菱プロパティマネジメント（株）作成の「プロモーションスペースご利用案内の利用規約」を一部抜粋・加筆しています。

9 利用の制限

以下の項目に該当する場合、受付できません。また、許可済または利用中であっても中止してもらった場合がありますが、このために生じた損害の賠償はしません。

- (1) 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められた場合。また、利用により施設内及びその周囲に混乱または危険が予想される時。
- (2) 宗教、思想、政治に関するイベント。
- (3) 利用申請書の記載に偽りがあった場合。
- (4) 丸の内イベントスペースガイド利用規約及び管理者（三菱地所）の注意に従わない場合。
- (5) 施設や付帯設備を損傷・滅失する恐れがある場合。
- (6) 利用の権利を他に譲渡・転貸した場合。
- (7) 大規模地震対策措置法により、警戒宣言が発令された場合。
- (8) 感染症対策等のため、行政機関から本施設の利用中止命令や利用中止勧告が出された場合。（自粛要請等の場合は利用者の判断となります）
- (9) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- (10) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (11) 施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。

10 注意事項

- (1) PRスペース利用中（搬入出時を含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、利用者側の負担となります。
- (2) 看板やポスター、チラシ等の掲示は、予め管理者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示はお断りいたします。また、終了後は必ず撤去してください。
- (3) 利用中、当日責任者は必ずPRスペース内に常駐してください。PRスペース内の管理は利用者側でお願いします。
- (4) 利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失について

は、当市は一切の責任を負いません。

- (5) 観客の整理及び避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- (6) 利用中に、建物・諸設備・器具・備品等を破損、紛失された場合は、実費を負担いただきます。
- (7) 原状復帰が原則です。利用後は利用者側において清掃し、ごみ等は全てお持ち帰りください。清掃等の必要が生じた場合は、別途特別清掃料等を負担いただきます。
- (8) 周囲の店舗の迷惑となる音出しはお断りします。なお、他施設より苦情等が出た場合は、ご調整いただきます。
- (9) P Rスペース利用に当たっては、丸の内イベントスペースガイド利用規約及び管理者の指示を厳守してください。
- (10) P Rスペースの利用にあたり、感染症対策等のため、東京都が公表した「事業者向け 東京都感染防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて」等を参考に、感染症防止対策（感染者発生時の対応含む）を実施するようお願いいたします。また、実施に際し、感染症防止対策を記載したマニュアルの提出をお願いします。
- (11) TOKYO TORCH Park イベント会場において、荒天（強風等）の場合で、ビル側にて危険だと判断した場合、許可済および利用中であっても中止させていただく場合があります。また、その際に生じた損害の賠償はいたしません。
- (12) 火気の利用は厳禁です。
- (13) TOKYO TORCH Park の利用状況を集計するため、イベント終了後、売上額を報告してください。

11 問合せ・申込先

小千谷市農林課 錦鯉戦略係

〒947-8501 小千谷市城内2-7-5

電話 0258-83-3510 F A X 0258-83-2789

E-mail nishikigoi@city.ojiya.niigata.jp